

健康寿命延伸のためのセルフチェックサービス提供施設管理者研修 規約

一般社団法人スマートヘルスケア協会

一般社団法人スマートヘルスケア協会（以下、当協会）が行う本研修は、以下により実施します。

1. 研修の目的

この研修は、当協会が推進する、健康寿命延伸のために地域住民が“セルフチェックサービスを安心して利用・相談できる窓口”を育成する方針に基づき、健康寿命延伸のためのセルフチェックサービス提供施設に登録されている管理者（以下、管理者）の育成と継続研修として実施するものです。

※「健康寿命延伸のためのセルフチェックサービス提供施設」については、「健康寿命延伸のためのセルフチェックサービス認証制度 規約」を参照ください。

2. 受講対象者

取得している資格や所属する機関の種別等に係わらず、個人が受講できます。

今後、当協会が設置する「健康寿命延伸のためのセルフチェックサービス提供施設」認証制度においては、管理者研修の受講修了証（以下、修了証）以外に、資格要件が必要となる場合があります。

以下、本規約では、管理者研修会の研修を受けている最中の方、及び修了された方を受講者と表記します。また、管理者研修会の初回研修を修了された方、及び継続研修を受けている方を研修修了者と表記します。そして、受講者と研修修了者（管理者を含む）は、管理者研修の受講者会員（以下、受講者会員）と表記します。

3. 研修の種類と開催方式

(1) 研修は、原則として、オンラインで開催いたします。受講者、及び研修修了者は、受講環境をご自身でご用意ください。

研修には、初回研修と継続研修があります。管理者研修を初めて受講いただく方には、初回研修を受講いただきます。初回研修の受講者が2年目以降に継続して受講いただく研修が、継続研修です。

認証された施設の管理者に登録されている方には、継続研修が必須となります。管理者として登録されていない研修修了者の継続研修は任意となります。管理者として登録する際に利用する修了証の有効期限を延長するためには、継続研修の受講が必要となります。提供施設認証の申請で、修了証を利用する場合には、修了証発行日から1年間の間の申請に利用できます（修了証の有効期限に関しては、本規約の「9. 提供施設認証の申請に利用する場合の修了証の有効期限」をご確認ください）。

(2) 初回研修

初回研修は、導入プログラムと、複数の科目プログラム、そしてロールプレイプログラムで構成されています。導入プログラムとロールプレイプログラムは必修です。複数の科目プログラムは、最低1つ以上選択して受講いただく必要があります。

初回研修は、受講可能な日時を選んで受講いただけます。研修会に関わる資料等は、受講者専用ウェブサイトにて提供いたします。

修了後に、管理者研修の修了証（※）を発行いたします。なお、科目プログラムによっては、個別に設定されたテストやレポートの提出を求められることがあります。詳細は受講者専用ウェブサイトでご確認ください。

（※）本修了証は「健康応援スポット認証」申請時に必要な書類となります。

（３）継続研修

前年度に管理者研修を修了された方、または「健康寿命延伸のためのセルフチェックサービス認証制度」の認証施設で管理者となっている方が、次年度以降に、アップデートされた情報等の習得のために受講いただく、講義形式の研修です。

（４）研修の内容やアップデート等につきましては、当協会ホームページやメール等を用いた情報配信にて、ご案内いたします。

4. 研修の内容（カリキュラム）

カリキュラムは、別紙にて示します。最新の内容は、当協会ホームページや配信情報等にてご案内いたします。

5. 受講申込

（１）初回研修

受講申込は、受講申込ページよりお申し込みください。受講申込み後に、指定の口座に受講料をお振り込みください。当協会にて振込を確認後、登録完了メール（会員専用サイトの利用情報も含む）をお送りいたします。登録完了メールに記載された内容に基づいて、受講ください。研修修了後に、修了証を発行致します。

（２）継続研修

年度末より前に、継続研修申込のご案内をメールで送信させていただきます。なお、年度とは当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指します。年度末までに継続研修受講のお申込の意思が確認できなかった場合は、本研修を受講（研修修了者サイトの利用）できなくなり、修了証の更新はできなくなります。

受講申込は、ご案内メールの受講申込ページよりお申し込みください。受講申込み後に、指定の口座に受講料をお振り込みください。当協会にて振込を確認後、登録完了メール（会員専用サイトの利用情報も含む）をお送りいたします。

なお、認証施設の管理者として届け出ている場合（年度更新時に登録されている管理者）は、認証登録更新とともに継続研修受講登録を致します。詳細については、「健康寿命延伸のためのセルフチェックサービス認証制度 規約」をご参照ください

6. 変更、キャンセルについて

申込後のキャンセルは、メールにて当協会にご連絡ください。なお、参加者の変更などは、既に申し込んだ内容をキャ

ンセルしたのちに再度、新規に申込みを行ってください。

登録完了メール（会員専用サイトの利用情報も含む）発行後の返金には対応いたしませんので、あらかじめご了承ください。

7. 受講料

初回研修：15,000 円／年・人（消費税含む）

継続研修：15,000 円／年・人（消費税含む）

受講される方の資料代、e-ラーニングシステム年間利用料、修了証発行費用等は受講料の中に含まれております。受講料は、下記銀行口座にお振り込みください。なお請求書・領収証の発行はいたしませんので、ご了承ください。

【振込先】 以下は、当協会が主催で振込窓口を設置する場合の説明です。

(1) 振込手数料は、お申込者側でご負担願います。

(2) 受講料は、いかなる理由であっても返金いたしませんのであらかじめご了承ください。

【振込先口座】

PayPay 銀行 / ビジネス営業部支店（店番号 005）

（普通）2 1 2 1 4 0 9 / 一般社団法人スマートヘルスケア協会研修

お願い）振込依頼人名を入力の際は、研修会申込時に入力した電話番号と受講者氏名を、記載してください

例）お名前 山田太郎様、電話番号 03-1234-5678 の場合、「0312345678 ヤマダタロウ」

8. 修了証の交付

研修修了者には、初回研修修了時に修了証を交付します。また継続研修の申込の際に、修了証を更新いたします。修了証の紛失には十分ご注意ください。

再発行の際には、手数料（1,000 円／回＋税）が必要となります。

9. 提供施設認証の申請に利用する場合の修了証の有効期限

提供施設認証の申請で利用する場合には、修了証発行日から 1 年間の間の申請に利用できます。また、継続研修の申込により、修了証の有効期限が更新した年度の末日まで延長されます。なお、年度とは当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指します。

但し、2020 年 3 月 31 日までに研修を受けて頂いた方に限り、2021 年度末（2022 年 3 月 31 日）までに修了証の有効期限を延長いたします。修了証の有効期限が切れた場合は、初回研修を改めて受講いただく事になります。

10. 受講者会員の特典

受講者会員は、以下の会員特典が得られます。

- ・当協会が開催するシンポジウムや特別セミナーなどの参加費の割引有り
- ・会員専用サイトから、オンデマンドで研修コンテンツを利用可能
- ・会員専用に提供される、資料や情報が利用可能

11. その他

- (1) 申請書類等に含まれる個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を順守いたします。
- (2) 申請いただいた個人情報は、共催及び後援組織と、当協会が実施する研修及び認証制度「健康応援スポット」の運用に関わる業務を目的として共有いたします。
- (3) 研修会后、当協会及び当協会の賛助会員、並びに共催及び後援組織から情報提供及びアンケート調査を実施させていただく場合があります。

【問い合わせ先】

〒110-0005 東京都台東区上野 3-7-3 SDビル 2階
一般社団法人スマートヘルスケア協会
e-mail office@shca.or.jp
当協会 HP <https://www.shca.or.jp/>

規約制定日

2018年11月5日 1.0版 制定
2018年12月21日 改定
2019年2月8日 2.0版 改定
2020年5月28日 2.2版 改訂
2020年10月15日 3.0版 改定
2021年7月6日 3.2版 改定